

MONEY FOR PRESIDENT

高橋FPの 社長が知りたい お金の話

ファイナンシャル・プランナー
高橋 学



57歳。証券会社勤務を経て、ファイナンシャル・プランナーとして独立。証券会社時代から多くの経営者をクライアントに持ち、お金に関するアドバイスを行っている。

大綱で読む2026年度の税制改正（暮らし編）

投資や相続・贈与に関する改正に注目!

こんにちは、高橋学です。2026年度の税制改正大綱の発表を受け、今回は「日々の暮らしに関わるポイント」について見ていきます（図表1）。

まず注目したいのが、①「NISAのつみたて投資枠の拡充」。NISAの利用は現在18歳以上が対象となっていますが、2027年1月から口座開設可能年齢の下限が撤廃され、18歳未満でも「つみたて投資枠」（投資信託を定期的に積み立てる投資枠）が利用できるようになります。18歳未満の投資枠は年間60万円で、総額は600万円。運用資産の引き出しは原則12歳以上になってからで、18歳に達した場合、それまで積み立てた投資額は、18歳以上向けの制度に自動的に移行される仕組みとなっています（図表2）。

相続・贈与に関わる税制改正としては、②「教育資金の一括贈与非課税措置の終了」と、③「貸付用不動産の評価方法の見直し」があります。②の教育資金の一括贈与非課税措置は、30歳未満の子や孫などに教育費として一括贈与する場合、最大1,500万円まで贈与税がかからない優遇制

度。この制度は2026年3月末で終了となります。③は、投資用の賃貸マンションなどの相続税等を算定する際に用いる評価法の変更。2027年以降に相続・贈与する場合、購入から5年以内の物件は、相続・贈与時の路線価等ではなく、購入時の価格を基に評価する仕組みに変わります。

「年収の壁」や住宅取得に関する見直しも

④「給与所得者の所得税の課税最低限の引き上げ」では、2026年分以降の恒久措置と2年間の時限措置を合わせることで、いわゆる「年収の壁」が、160万円から178万円に引き上げられることに加え、これまで対応が手薄であった年収665万円までの中所得層の基礎控除が104万円まで引き上げられます。

このほか、注目度の高い税制改正として、⑤「住宅ローン控除の延長と見直し」もあります。住宅ローン控除は、住宅を購入した場合などに、年末の住宅ローン残高の0.7%を所得税や住民税から一定期間差し引ける優遇税制。2025年末だった適用期限が5年間延長されるとともに、中古住宅への支援拡充なども行われる見込みです。 ■

(注)本内容は、今後国会の審議を経て確定することになり、審議等の状況によっては内容が変更になる可能性があります。

■ 図表1 2026年度税制改正大綱のポイント

① NISAのつみたて投資枠の拡充
適用時期：2027年1月以降に開設されたNISA口座から適用
② 教育資金の一括贈与非課税措置の終了
適用時期：2026年3月末まで
③ 貸付用不動産の評価方法の見直し
適用時期：2027年1月以降に開始する相続・贈与
④ 給与所得者の所得税の課税最低限の引き上げ
適用時期：2026年分以降（2年間の時限措置あり）
⑤ 住宅ローン控除の延長と見直し
適用時期：2030年12月末まで延長

■ 図表2 拡充後のNISAの全体像

	つみたて投資枠		成長投資枠
	拡充部分		
対象年齢	0~17歳	18歳以上	18歳以上
年間投資枠	60万円	120万円	240万円
非課税保有限度額	600万円	1,800万円	
		自動的に移行	1,200万円
引き出し	12歳以上	制限なし	制限なし

(出所)令和8年度税制改正大綱、金融庁の資料などをもとに筆者作成